

貸切バスにおける
新型コロナウイルス対応ガイドライン
(第5版)

令和5年5月8日「貸切バスにおける対応
ガイドライン」は廃止となりました。

貸切バス旅行連絡会
2023年3月1日改訂
2023年3月13日実施

I 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、車内換気の徹底等三密（密集、密接、密閉）を回避することを通じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。

また、バスの換気性能に鑑みれば、バスは新型コロナウイルス感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

II 利用者に関する対策

(1) 換気の励行

- ・外気モードによるエアコンの使用を基本として、当該空調装置の機能を用いて適切に換気を実施する。
- ・バス車両の換気性能についての動画を映すなど、利用者への周知を行う。

(2) 消毒など

- ・清掃時等に、不特定多数が接触する場所（手すり等）については、設備

の性質等を踏まえ消毒を実施する。

- ・バスの車内に手指消毒液を用意し、利用者が乗車する際に手指消毒するよう呼びかける。

Ⅲ その他

- ・本ガイドラインに記述のない事項については、日本バス協会が作成した最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参照し、適切に対処する。
- ・自然災害発生時など、やむを得ない事情がある場合には、その範囲において本ガイドラインの定めによらないものとすることができる。
- ・貸切バスの換気性能は優れており、新型コロナウイルス感染症に対してバスは十分に安全な乗り物であることを利用者へ示す際には、国や日本バス協会の情報、動画等も活用する。

国土交通省自動車総合安全情報：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>

日本バス協会：<https://www.bus.or.jp/covid-19/>

○貸切バス旅行連絡会 構成員（順不同）

- ・公益社団法人 日本バス協会
- ・一般社団法人 日本旅行業協会
- ・一般社団法人 全国旅行業協会